

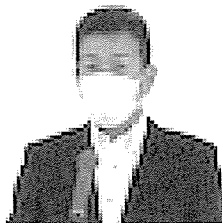
東三河支部

7月例会

- ・日 時：7月30日（木） 午後3時
- ・場 所：豊橋商工会議所 9階大ホール
（豊橋市花田町）
- ・出席者：26名

7月例会は、このところ新型コロナウイルス関連の通知が多く、正しく理解するうえで行政のホームページなどを閲覧するが、正確に理解できているのか迷うことがあるため関連事項の解説、及び許可申請書類について、の二点を行政の方をお招きしてお話を伺いました。

例会は開会の挨拶を支部長の鬼頭秀幸氏が述べ、中間処理委員長の酒井正樹氏から趣旨説明後、講演会の講師としてお招きした愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ主査 北川



開会の挨拶を述べる
鬼頭支部長

泰久氏、東三河総局県民環境部環境保全課主幹（廃棄物対策グループ班長）堀場正弘氏、同課主事（廃棄物対策グループ）岡戸大輔氏らの紹介がありました。

講演会は、「廃棄物処理法等の動きについて」と題して、愛知県環境局資源循環推進課産業廃棄物グループ 北川主査が講演しました。

環境省からの廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連するいくつかの通知があり、感染性廃棄物の処理については環境省が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」による適正な処理の確保、医療機関等から排出される感染性廃棄物の適切な処理の確保に努め、作業員への感染防止に万全を期すように、との説明がありました。

次に愛知県における新型コロナウイルス感染症による、緊急事態宣言発令時の廃棄物関係の窓口業務についての対応事例及び中止・延期された講習会等に伴う更新許可申請の取り扱いについての説明がありました。（現在は暫定講習会が開催されております。）



左から、講師としてお招きした、愛知県環境局資源循環推進課北川主査、東三河総局県民環境部環境保全課岡戸主事、堀場主幹

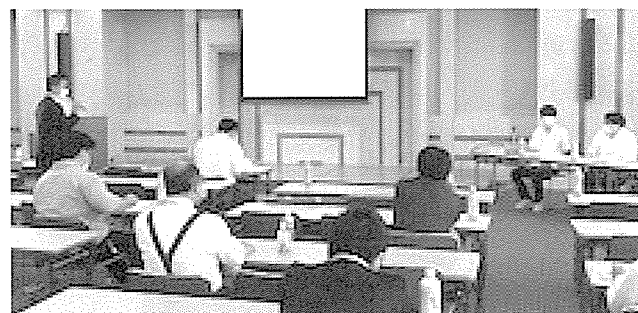
また、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に規定する義務の履行への対応についてなどの話がありました。

詳細については、「産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイドライン（6月23日更新）」を参照してくださいとのことでした。

「産業廃棄物収集運搬業 許可申請・変更届」と題して東三河総局県民環境部環境保全課岡戸主事が講演しました。

許可申請書では作成上の注意や添付書類、手続きに要する期間、変更届では水銀に関する届出作成上の注意について説明がありました。

注意点として、最新の様式を使用、愛知県の記載例に従って記載してくださいとのことでした。講習会は詳細が決まり次第、JWセンターのホームページにて告知されますが、オンライン講習会（暫定講習会）も活用してくださいとの案内があり講演会は終了しました。



講演会の様子（ソーシャルディスタンスを保ち聴講）